

公益財団法人おきぎんふるさと振興基金 役員等の報酬総額及び報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人おきぎんふるさと振興基金（以下「この法人」という。）定款第 28 条の規定に基づき、この法人の役員等の事業年度の報酬総額及び報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬等の区分)

第2条 役員等の報酬は、常勤理事（常勤である理事をいう。以下同じ。）にあっては月額報酬及び賞与とし、非常勤役員等（常勤理事以外の理事及び監事並びに評議員をいう。以下同じ。）については、日当とする。

(事業年度の報酬総額)

第3条 前条に規定する報酬は、事業年度ごとに1名につき別表に定める総額を上限とする。ただし、評議員については定款第13条で定める総額を上限とする。

(月額報酬及び賞与の算定方法)

第4条 常勤理事の月額報酬及び賞与は、別表に定める総額の範囲内において、理事会で決定する。

- 2 新たに常勤理事に就任した者には、日割計算により、その日から月額報酬を支給する。
- 3 常勤理事が退職し、又は解任された場合には、日割計算により、その日までの月額報酬を支給する。
- 4 常勤理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 5 月額報酬の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。

(日当の計算方法)

第5条 非常勤役員の報酬の額は、一人1日につき1万円（法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額）とする。

(支給方法)

第6条 役員等の報酬は、その全額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、社会保険料、源泉徴収による所得税その他法令等に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

- 2 役員等がその報酬につき本人名義の預金口座への振込みを申し出た場合には、そ

の方法によって支払う。

- 3 役員等の報酬の支給日は、毎月 16 日（当日が休日の場合は前営業日に繰り上げる）とする。ただし、非常勤役員等の日当については、理事会等の開催の都度速やかに支払うものとする。

（変更）

第 7 条 この規程は、定款第 13 条及び第 28 条の規定により、評議員会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人等の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表（事業年度の報酬総額）

役員等の区分	事業年度ごとの 1 名あたりの報酬総額
常勤理事	1,000 万円
非常勤役員等	10 万円